

川崎市中小企業融資制度
「伴走支援型経営改善資金」終了後も伴走支援型の融資制度を創設し
切れ目なく資金繰りを支援します

国では令和 6 年 6 月末で伴走支援型特別保証制度を終了するとともに、7 月から経営力強化保証制度を制定することとしており、これを受けて本市では、「伴走支援型経営改善資金」を終了し、「伴走支援型経営力強化資金」を創設します。引き続き、物価高騰等による厳しい経営環境に置かれている市内中小企業者等へ、切れ目なく資金繰りを支援し、金融機関等の伴走支援を通じて経営力強化を図ります。

なお、令和 6 年 7 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間に保証申込の受付をした分については、信用保証料補助を 7 0 %とし、市内中小企業者等の負担軽減を図ります。

<制度の内容>

資金名	伴走支援型経営力強化資金
融資対象者	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う市内中小企業者等
保証限度額	2.8 億円（組合の場合は 4.8 億円）
融資期間	運転資金 5 年以内、設備資金 7 年以内、借り換え 10 年以内 （据置期間はそれぞれ 1 年以内） ※借り換えはセーフティネット保証 5 号の認定を受けて利用する場合で、かつコロナ関連融資からの借り換えのみ。責任共有対象。
融資利率	1 年以内：年 0.9%以内、3 年以内：年 1.2%以内 5 年以内：年 1.4%以内、10 年以内：年 1.6%以内
信用保証料（率）	<u>令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までに保証申込受付した分</u> ・セーフティネット枠分 0.230%【市 70%補助後】(0.765%) ・一般枠分 0.135%～0.525%【市 70%補助後】(0.450%～1.750%) <u>令和 6 年 10 月 1 日以降に保証申込受付した分</u> ・セーフティネット枠分 0.383%【市 50%補助後】(0.765%) ・一般枠分 0.225%～0.875%【市 50%補助後】(0.450%～1.750%) ※括弧書きは補助がない場合の信用保証料率。 ※条件変更分に対する補助はありません。

物価高騰等の影響を受けている中小企業者等向けの融資制度

川崎市伴走支援型経営力強化資金

当制度は、「川崎市伴走支援型経営改善資金」の後継として、令和6年7月1日から新たに創設するものであり、令和6年9月30日までの保証申込受付分まで、信用保証料補助を70%とし、金融機関の伴走支援により中小企業者等の資金繰りと経営改善をサポートいたします。

【制度の概要】

融 資 利 率

固 定 金 利 年 0.9%以内～1.6%以内
融資限度額 2億 8,000 万円
(組合の場合は、4億 8,000 万円)

信用保証料

【市補助後】

＜令和6年9月30日まで 保証料70%補助＞

セーフティネット保証(5号)枠：0.230%

一 般 枠：0.135%～0.525%

＜令和6年10月1日以降 保証料50%補助＞

セーフティネット保証(5号)枠：0.383%

一 般 枠：0.225%～0.875%

※ セーフティネット保証(5号)枠の利用は、新型コロナウイルス感染症
関連保証に係る借入金を借り換える場合に限りです。

※ 保証料70%補助の案件については、条件変更分の補助はありません。

※金融機関経由でお申し込みが必要です。

詳しくは、裏面をご確認ください。

川崎市中小企業融資制度【伴走支援型経営力強化融資】

川崎市は、物価高騰等の影響を受け、金融機関の継続的な支援を受けながら経営改善等に取り組む中小企業者等に、保証料を引き下げ、固定金利で支援します。

	一般保証	セーフティネット保証(5号)
利用できる方	(1)金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定(※)並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等 ※「事業行動計画書」は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。 ①計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。 ②申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項及び目標設定 ③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果 ④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画	左記(1)及び下記(2)を満たす中小企業者等 (2)中小企業信用保険法(以下、「法」という。)第2条第5項第5号の規定による認定(法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。)を受けていること →指定業種に属する事業を行う中小企業者等で売上高等が5%以上減少していること(詳細は、市HP参照) ※資金使途は借換限定(借換資金に追加融資資金を加えることは可) 【当制度の対象となる借換資金】 ①新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金 ②伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金 ③法第12条に規定する経営安定関連保証(法第2条第5項第4号 新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の特定中小企業者に係るものに限る。)に係る既往借入金 ④法第15条に規定する危機関連保証(法第2条第6項新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の特例中小企業者に係るものに限る。)に係る既往借入金 ⑤経営安定関連保証(5号)であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内(令和2年2月1日～令和3年12月31日)に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金
融資条件	金融機関及び認定経営革新等支援機関の継続的な経営支援を受けつつ、「事業行動計画書」(今後取り組む事項を記載)を作成並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	
融資限度額	2億8,000万円(セーフティネット保証(5号)枠のみ既存の借入からの借換可能)	
融資期間	運転資金: 5年以内 / 設備資金: 7年以内 / 借換: 10年以内 (それぞれ据置1年以内を含む。)	
取扱期間	令和6年7月1日(月)～ ※保証料70%補助は令和6年9月30日(月)保証申込受付(注)まで、以降は50%補助 (注)保証申込受付とは、保証協会が申込を受け付ける期限となります。	
融資利率	1年以内: 年0.9%以内 / 3年以内: 年1.2%以内 / 5年以内: 年1.4%以内 5年超 : 年1.6%以内	
信用保証料(率) 〔市補助後〕	〔令和6年9月30日まで〕 <u>0.135%～0.525%</u>(条件変更分補助なし) 〔令和6年10月1日以降〕 0.225%～0.875%	〔令和6年9月30日まで〕 <u>0.230%</u>(条件変更分補助なし) 〔令和6年10月1日以降〕 0.383%
必要書類	(1)「経営力強化保証」申込人 資格要件等届出書 (2)事業行動計画書	左記(1)、(2)に加えて川崎市の認定書 認定申請先: 川崎市金融課及び中小企業溝口事務所
申込先	取扱金融機関	

【問い合わせ先】

融資相談窓口

■川崎市経済労働局経営支援部金融課 (川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5 階)

電話 044-544-1846、1847 FAX 044-544-3263

■川崎市経済労働局経営支援部中小企業溝口事務所 (川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階)

電話 044-812-1112、1113 FAX 044-812-2075

受付時間: 午前 8 時 30 分から正午、午後 1 時から午後 5 時まで(土日祝祭日、年末年始を除く)

経営支援・専門家派遣

■川崎市産業振興財団のワンデー・コンサルティング(無料)

川崎市産業振興財団HP

適切な登録専門家を無料で派遣します。(1回2時間程度、最大3回まで)

電話 044-548-4141

■川崎市信用保証協会の経営相談窓口・専門家派遣(一部有料)

電話 044-211-0504

川崎市信用保証協会HP



川崎市HP



川崎市産業振興財団HP



川崎市信用保証協会HP